

教育委員会の活動について点検・評価を行いました

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に基づき、平成27年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。本年度は以下の8事業について、名古屋大学教育学部の石井拓児准教授を始め教育に関する学識経験を有する5人の委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下の評価を得ました。

総括意見 幸田町教育委員会施策外部評価委員会 委員長 石井 拓児

本年度は、8施策を対象に外部評価を行った。いずれの施策においても、限られた予算のなか、子ども、保護者、利用者、学校教職員、施設職員らの要望を常に把握し、教育委員会が真摯に取り組みを進めてきていることを高く評価するものである。「教育施設設備の整備・充実に関する事業」は、概算事業費の負担の大変大きいものであるが、大規模災害に備え、計画的で着実な整備の実行が求められる。今後も新しい時代の変化を踏まえ、子ども、保護者、利用者の新しいニーズを把握する努力を続けられることを期待する。

昨年度の「郷土資料館運営に関する事業」と同様、今年度の「文化財保護に関する事業」においても、郷土資料館の老朽化と立地条件について、各委員より厳しい意見が出された。幸田町が有する豊かな歴史の財産を、後世に残していくことは、現代を生きる私たちの任務であり、本事業は、教育委員会施策であると同時に町づくり全体の方針に深く関わる施策である。教育委員会内部評価はBとなっているが、教育委員会は民話・伝承の掘り起こしや普及、文化財ウォーキングマップの作成など、すばらしい取り組みを進めていることを確認し、外部評価委員会は、本評価を今後の決意の表明と受け止めた。

評価基準（3段階） A：事業成果良好につき、継続が好ましい。 B：事業成果あり。一部、改善検討の上、継続 C：事業成果に課題有り。見直したまたは、廃止が適当

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
教育施設設備の整備・充実に関する事業 (地震補強、大規模改造事業・学校整備事業・学校管理一般事業)	児童・生徒に対し、安全で機能的な学習環境を提供するため、学校施設や設備の建築・整備・更新を行う。	A	学校現場の要望を反映し、実情にあった学校施設の整備・補修がされている。今後は、保護者の意見など、幅広い声を整備に生かしてほしい。また、教育施設は災害発生時、地域住民の避難所としての機能を備えておく必要があるため、トイレの洋式化、体育館の吊り天井撤去について早急に整備を進められたい。ICT(*)環境の整備については、機器の性能を精査した上で、計画的に購入し、特別支援教育を始めとする各分野での有効活用を心掛けられたい。今後は児童生徒、教員へのサポート体制を整え、ソフト面を強化し、ICT教育をより充実させていく必要がある。なお、事業評価において、防災機能強化事業の進捗状況、トイレの洋式化率やICT整備の国基準との比較など、本町の状況を数値的な整理により示すことで、町民に分かりやすい事業評価となるよう留意されたい。
学校給食の実施に関する事業 (給食センター運営事業)	町内小中学校児童・生徒に対して安全・安心な給食を提供し、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。給食の献立から食べ物の栄養や働きを知り、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、かつ、望ましい食習慣を養う。 学校給食センターの管理・運営を実施し、町内小中学校への学校給食の提供だけでなく、センター見学ホールにおいて児童・生徒・保護者などを受け入れ、施設内見学や食に関する学習を行う。また、地産地消の推進、献立の募集、町広報やホームページで給食や食育に関する活動の紹介などを通じて地域や家庭との連携を充実させる。	A	郷土食、行事食、保護者の意見が多く取り入れられた「魅力ある献立」が作成されている。残食についても比較的少なく、エネルギー、栄養素が効率的に子どもたちに摂取されている。また地産地消の推進についても積極的に取り組んでいて、安全安心な給食を提供しているとともに、児童生徒への食育についても、年間を通じて計画的に授業に取り入れられていることを評価する。 賄材料費として徴収している給食費の滞納については、引き続き解消に努められたい。また、増加傾向にあるアレルギー対応の必要な児童・生徒については、誤飲・誤食などの事故のないよう、配膳時から十分注意し、事故を未然に防ぐよう努められたい。本件については、保護者、学校、消防、医療機関が情報を共有し、適切な対応がとられる体制づくりも重要である。
教育委員会会議運営に関する事業 (教育委員会運営事業)	教育委員会の活性化と活発な事業の展開のため、開会冒頭に町長の出席を得て教育に対する情報交換を継続して実施している。 定例会などの会議において重要案件に対し、有益な論議がされるよう、議事事項区分の見直しなど精選を実施している。	A	教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政の責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築など、抜本的な改革に努められたい。新たに始まった総合教育会議では、幸田町の教育行政を推進するための基本方針である「教育の大綱」の策定に関して、教育委員と関係部署との間で活発な意見交換がなされていると評価する。今後は教育委員会の活動内容について広く町民に理解されるよう、教育委員会会議の開催日、議事事項、会議録などについて、ホームページや広報紙の活用を検討されたい。

* ICT…Information and Communication Technology (情報通信技術)

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
教職員の研修に関する事業 (初任者研修、教科等指導員研修、小学校外国語活動、養護教諭研修、教員研修、教育論文、現職教育研修事業、事務職員研修)	教職員の資質と力量を向上させるために、教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力を高める研修を行う。	A	教職員の多忙化が懸念される中、研修内容や開催回数を精査し、学校現場において教職員が子どもたちと向き合う時間を多く確保できるよう配慮していることは大変好ましい。外部講師の研修も有意義であるが、校内の教員同士がお互いの授業を指導・評価するという自校方式の研修も有効であると考え。小学校英語教科化など、学習指導要領の変更への対応についても、教育委員会のリードの下、的確かつ迅速に行われるよう努められたい。また、地域の有志による学校サポートを得、地域と一体となった教育活動を目指す取り組みを、今後とも、教員に意識づけられたい。
読書推進に関する事業 (子どもの読書活動推進事業)	子ども自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくことを目標とする。「家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組」「子どもの読書活動に関する意義の普及」「子どもの読書環境を支える環境の整備」を基本方針とする事業を行う。	A	アンケートの実施や施策事業の実施率の把握など推進に向けて具体的な取り組みがされていることが良く分かる。町立図書館と学校が良く連携していることも分かった。子どもの読書活動の推進がメインではあるが、学校・家庭・地域全体での読書活動推進のため、高齢者などへの取り組みや母国語が異なる子どもたちへの対応についても検討されたい。また、情報発信や多目的活用という面でもいろいろな手立てを考えていただきたい。
学校体育施設開放に関する事業 (学校体育施設スポーツ開放事業)	町内に在住・在勤する2,277名が登録。123団体にに対し社会体育の普及のため、H23年度から1団体から12,000円/年の使用料を徴収し、幸田町立学校の体育施設(運動場、体育館、武道場、卓球場)を学校教育に支障ない範囲でスポーツ活動などの利用に供している。	A	どの施設においても高い利用率から町民のスポーツ活動に活発に利用され、健康増進に大いに寄与していることが伺える。事務局・利用団体・学校の3者が連携を図り、大きなトラブルや事故も無い状態でモラルを守った利用ができています。今後は、少しでも多くの団体が利用できるように、事務局が不公平の生じないよう新規団体登録や団体間の調整に引き続き努められたい。
新春駅伝・ファミリージョギング大会開催に関する事業 (社会体育推進事業)	小学生(4年生以上)、中学生、一般(高校生以上)、町内在住または在勤者に対してスポーツ愛好の心を養い、心身の健全な発達を促すとともに、冬の体力増進とスポーツの日常化を図る。競技種別は、ジョギングの部、駅伝の部(5部門 小学生男子・女子、中学生男子・女子、一般)となっている。	A	町民にとって歴史ある冬の恒例行事として定着していて、幅広い年齢層においての参加が可能であることや年々参加者も増加していることから評価できる。また、平成25年度からの新コースは参加選手、応援をする人、運営スタッフを含め大きな問題もなく開催できている。今後は大幅なコース変更などによる混乱を避けるためにも、可能な限り同じコースでの開催を留意されたい。また、安全面の徹底は勿論の事、一般的な走り方や体のケアなどを指導する場面を設けるなど、参加する者にとって魅力あるイベントとなるよう、さらなる参加者の増加に向けて工夫されたい。
文化財保護に関する事業 (文化財保護事業)	歴史的な文化資料を調査し公開することにより、地方文化の発展と歴史教育の充実および郷土に残る文化財の保護・活用を図る。	B	この事業を活かす取り組み自体については積極的に取り組まれている。「おひなさま」や「端午の節句」、「島原市の紹介」を中央公民館でも展示し、多くの人に見ていただくきっかけをつくるなど良い取り組みがなされている。現在の郷土資料館が貴重な資料を展示、保存する施設として適切か否かということについては、引き続き検討することが求められる。



学校給食



新春駅伝・ファミリージョギング大会



文化財の展示(おひなさま)

《今後の課題と対応》

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、さらなる事業推進に努め、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。教育委員会の施策に関する点検・評価について、詳しくは町ホームページをご覧ください。また、本件に関するご意見は下記までお寄せください。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422)

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護保険法の改正において、介護予防事業が見直され、平成29年4月から新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を実施します。要介護認定で要支援に認定された人および基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定さ

れた人が対象となります。これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加えて、「生活支援サービス」を受けることができます。

介護予防・生活支援サービス事業（新しい総合事業）

①訪問型サービス

自分や家族ではできない日常生活上の行為がある場合にホームヘルパーなどによる調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。

*これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービスを受けることができます。

②通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで行うことができます。また、運動機能の向上、口腔機能の向上、認知症予防といった介護予防の教室に参加することができます。

③生活支援サービス

高齢者の見守りなど、地域で自立した日常生活が送れるように支援を受けられます。

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象として、介護予防のための取り組みを行っています。各種事業に参加する人を増やすとともに、通いの場が増えていくような地域づくりを進めます。リハビリの専門職などが住民主体の通いの場などに関わることで、介護予防のための人材を育てるとともに、活動内容を充実させます。

要支援の認定を受けている人へ

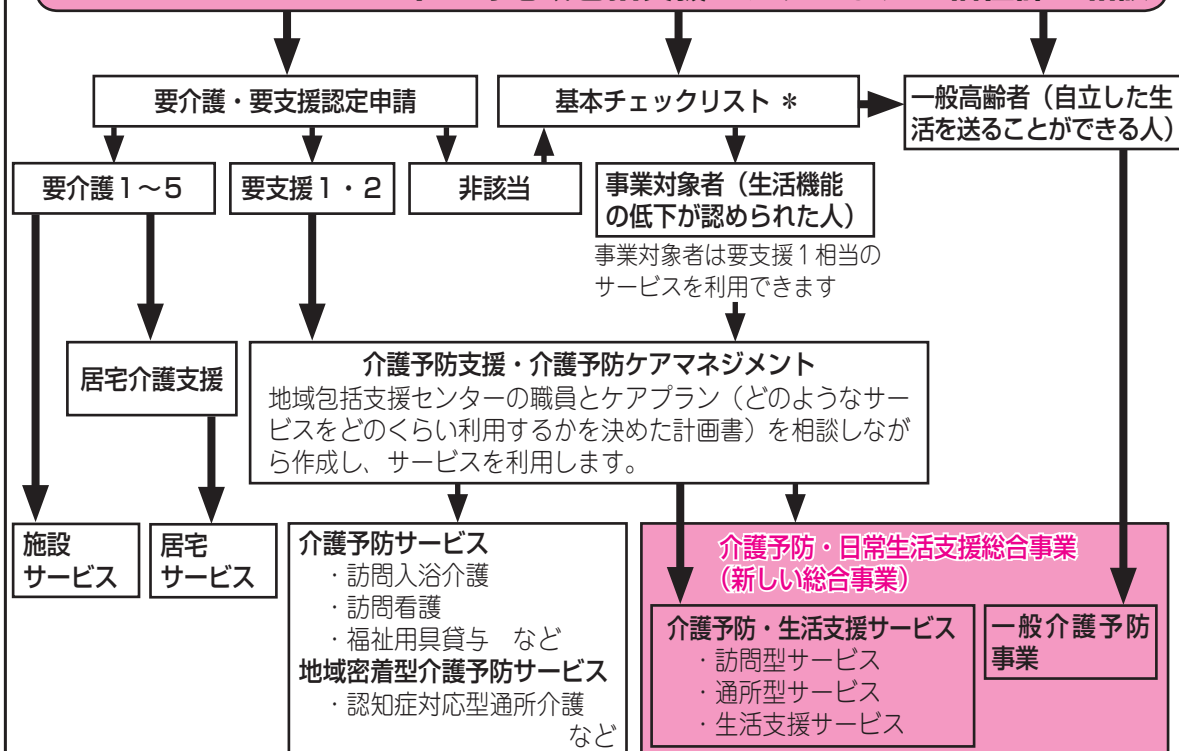
4月1日以降の認定更新時に介護予防サービスから新しい総合事業のサービスに移行します。移行後も要支援の認定を受けるまたは基本チェックリストより対象者と判定されれば、現在の介護予防訪問介護や介護予防通所介護相当のサービスを利用できます。

問合せ

福祉課介護保険グループ
(内線154)

利用の流れ

65歳以上で利用希望の人は、幸田町地域包括支援センターまたは福祉課に相談



*基本チェックリストとは、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25項目の質問票です。

こども発達センターが4月1日から供用を開始します

発達に心配のある子に対して発達に関する相談、医療および支援を総合的に提供する施設「岡崎市こども発達センター」が完成し、平成29年4月1日に供用を開始します。

利用対象者

町内および岡崎市在住の人

利用案内

開館日 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)

開館時間 午前8時30分～午後5時15分

施設の主な特徴

1階のメインエントランスには、総合受付、情報発信スペースを設け、吹き抜けの開放的な空間としました。建物構成は、中庭という象徴的で明るく分かりやすい空間が軸となっています。

支援センター

指導室(10室)、遊戯室、訓練室などを配置し、1階に中庭を利用した園庭、2階に屋外施設として園庭と水あそび場を設置しています。

医療センター

分かりやすい配置となるよう診療と療法を分け、診療ゾーンでは診察室(4室)、処置室(2室)など、療法ゾーンでは心理・言語・作業療法室、集団療育室などを配置しています。

相談センター

相談室を4室(1室は1階供用部分)配置しています。

施設概要

構造規模…鉄筋コンクリート造3階建

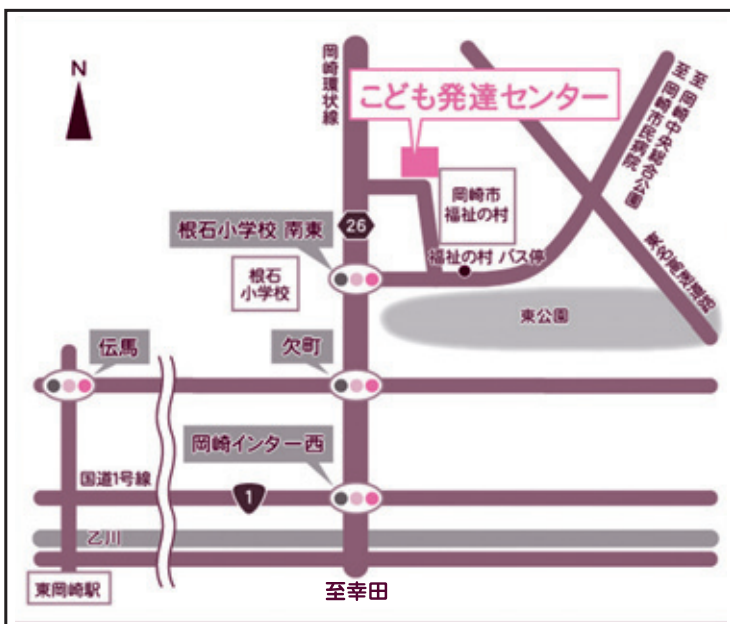
延床面積…4,090.86㎡

1・2階…支援センター(親子・単独通所)

3階…医療センター(診察・発達検査・リハビリ)、相談センター(専門相談)

駐車場…46台

岡崎市こども発達センター 案内図



住所：岡崎市欠町字清水田6番地4 ☎ 23-7564

問合せ

福祉課福祉グループ(内線152)
FAX…56-6218

各種手当をご存じですか？

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所・問合せ

- ①、② 福祉課 介護保険グループ（内線154）
- ③～⑦ 福祉課 福祉グループ（内線153）
- ⑧～⑪ こども課 児童育成グループ（内線133）

名称	支給要件	所得制限
①幸田町 在宅介護手当	要介護3～5で65歳以上の人を現に在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族 *対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
②幸田町 家族介護手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の人を過去1年間介護保険サービスを受けず（ショートステイは7日以内なら可）に在宅で介護している同一世帯（住民票が同じ）の親族	有
③幸田町 心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 *下記の人を除きます。 ●介護人が在宅介護手当受給者 ●施設入所者 ●65歳以上の新規・転入 *手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
④愛知県 在宅重度障害者手当	●身体障害者手帳1・2級+IQ35以下の人（1種） ●身体障害者手帳1・2（2種）の人 ●IQ35以下の人（2種） ●身体障害者手帳3級+IQ50以下の人（2種） *施設入所者、3カ月以上継続して入院している人および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑤障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 *施設入所者は除きます。 ●1級身体障がい児 ●2級身体障がい児の一部（常時介護を必要とする人） ●IQ20以下の知的障がいまたは病状で常時介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑥特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 *施設入所者、長期入院者は除きます。 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がい重複している人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がいがあり、IQ20以下の人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下で、ほかに3級相当の障がい2つ以上ある人 ●身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下、もしくは、これと同程度の障がいまたは病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人	有
⑦特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1～3級程度・4級程度の一部、療育手帳A・B判定・C判定の一部、内部障がい、精神障がいなど）を養育している人 *手帳をお持ちでない人も申請できます。	有
⑧児童手当	中学校卒業までの児童を養育している人 *公務員は勤務先から支給されます。	有
⑨児童扶養手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障がい者の場合も対象になります。	有
⑩愛知県 遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 *支給期間は認定から5年間です。 *親の一方が重度の心身障がい者の場合も対象になります。	有
⑪幸田町 遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 *親の一方が重度の心身障がい者の場合も対象になります。	無

各種手当額の改定

①児童扶養手当額の改定

児童扶養手当の手当額が平成29年4月分から以下のとおり改定となりました。

変更前	変更後（平成29年4月分～）
児童1人のとき 全部支給：月額42,330円 一部支給：月額42,320円～9,990円	児童1人のとき 全部支給：月額42,290円 一部支給：月額42,280円～9,980円
第2子加算額 全部支給：月額10,000円 一部支給：月額9,990円～5,000円	第2子加算額 全部支給：月額9,990円 一部支給：月額9,980円～5,000円
第3子以降加算額 全部支給：月額6,000円 一部支給：月額5,990円～3,000円	第3子以降加算額 全部支給：月額5,990円 一部支給：月額5,980円～3,000円

* 次回支給予定は4月11日（12月分～3月分）です。

* 改定された手当額が反映された支給は8月10日（4月分～7月分）となります。

②特別児童扶養手当額の改定

特別児童扶養手当の手当額が平成29年4月分から以下のとおり改定となりました。

区分	変更前	変更後（平成29年4月分～）
1級	月額51,500円	月額51,450円
2級	月額34,300円	月額34,270円

* 次回支給予定は4月11日（12月分～3月分）です。

* 改定された手当額が反映された支給は8月10日（4月分～7月分）となります。

③特別障害者手当額の改定

特別障害者手当の手当額が平成29年4月分から以下のとおり改定となりました。

区分	変更前	変更後（平成29年4月分～）
A種	月額33,680円	月額33,660円
B種	月額27,880円	月額27,860円
C種	月額26,830円	月額26,810円

* 次回支給予定は5月10日（2月分～4月分）です。

④障害児福祉手当額の改定

障害児福祉手当の手当額が平成29年4月分から以下のとおり改定となりました。

区分	変更前	変更後（平成29年4月分～）
A種	月額21,500円	月額21,480円
B種	月額15,750円	月額15,730円
C種	月額14,600円	月額14,580円

* 次回支給予定は5月10日（2月分～4月分）です。

問合せ ①は こども課 児童育成グループ（内線133）、②～④は 福祉課 福祉グループ（内線153）

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは必ず14日以内に届出をしましょう

14日を超えると保険の給付を受けられないことがあります。

届出が必要なとき		届出に必要なもの
国民健康保険に入るとき	町外から転入したとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、離職票または職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国民健康保険をやめるとき	町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証または証明書
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、葬祭費の振込先（喪主の口座）、会葬礼状・領収書など喪主が確認できるもの
	障がいにより後期高齢者医療制度に入るとき	印鑑、国民健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、保護決定通知書
その他	町内で住所が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書または学生証
	施設入所のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、入所の確認ができるもの
	国民健康保険証を無くしたとき	印鑑

*届出には、この表に掲げるもの以外に、手続きをする人の運転免許証など本人確認ができるものと、対象となる人および世帯主の通知カードなど個人番号（マイナンバー）が確認できるものがが必要です。

災害や失業などで医療費の支払いにお困りの人へ

災害や失業などで一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になったときは、医療費の窓口負担（一部負担金）が一定の基準により免除、減額または猶予される一部負担金の減免が受けられます。利用するには事前に申請が必要となりますので、ご相談ください。

減免の基準	減免の程度	減免の期間
実収入月額が生活保護基準生活費の110%以下の世帯	一部負担金が全額免除	3カ月以内
〃 110%を超え120%以下の世帯	〃 8割減額	
〃 120%を超え130%以下の世帯	〃 5割減額	
〃 130%を超え140%以下の世帯	〃 徴収猶予	

問合せ 保険医療課 国保年金グループ（内線143）

犬の飼い主の皆さんへ

狂犬病予防注射を受けましょう

あなたが飼っている愛犬は、毎年4月1日から6月30日の間に、狂犬病予防注射を受けなければなりません。予防注射を受けるときは、必ず、郵便はがき（平成29年度狂犬病予防注射実施・登録確認通知書）を持参してください。

*都合の悪い人は、別の会場や動物病院で受けることもできます。



対象	生後91日（3カ月）以上の犬
費用	注射代 3,400円 *登録していない犬は登録料3,000円 が別途かかります。

フンの後始末を！

道路や公園はみんなのもので、フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

犬が死亡、いなくなったときは、環境課へご連絡ください

飼い主を見つける手がかりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。

平成29年度狂犬病予防注射実施日時および会場

とき	ところ	時間
4月10日（月）	坂崎公民館	13:10～13:45
	高力老人憩の家	13:55～14:15
	新田老人憩の家	14:25～14:40
	永野老人憩の家	14:50～15:10
4月11日（火）	長嶺コミュニティホーム	13:10～13:25
	久保田コミュニティホーム	13:35～13:50
	大草老人憩の家	14:00～14:35
	鷺田公民館	14:45～15:10
4月12日（水）	岩堀公民館	13:10～13:35
	横落コミュニティセンター	13:45～14:05
	荻農村センター	14:15～14:25
	老人福祉センター	14:35～14:45
	深溝児童館	14:55～15:10
4月13日（木）	野場ふれあいセンター	13:10～13:35
	須美公民館	13:45～13:55
	桐山組合倉庫前	14:05～14:25
	逆川農村センター	14:35～14:45
	海谷公民館	14:55～15:10
4月14日（金）	芦谷公民館	13:10～13:35
	市場公民館	13:45～13:55
	上六栗老人憩の家	14:05～14:15
	六栗公民館	14:25～14:35
	役場車庫棟前（保健センター隣）	14:45～15:10
5月8日（月）	坂崎公民館	13:10～13:30
	鷺田公民館	13:40～14:00
	大草老人憩の家	14:10～14:30
	芦谷公民館	14:40～15:00
5月9日（火）	市場公民館	13:10～13:25
	上六栗老人憩の家	13:35～13:45
	野場ふれあいセンター	13:55～14:10
	役場車庫棟前（保健センター隣）	14:20～14:45

問合せ 環境課 環境保全グループ（内線271）